

日進市教育委員会定例会（令和元年11月）会議録

1. 日時

令和元年11月6日（水曜日）14時から14時45分まで

2. 場所

日進市役所 南庁舎 第5会議室

3. 出席者

〔委員〕

久保田力（教育長）、成田ゆき江（教育長職務代理者）、森本直樹、藤井美樹、小林秀一、伊藤志門の各委員

〔事務局〕

市川秋広（教育部長）、出原真路（教育部次長兼学校教育課長）、加藤誠（教育総務課長）、高田由紀（学校教育課主任指導主事）、山本健一（学校教育課指導主事）、鬼頭聡（生涯学習課長）、宇佐美香津美（図書館長）、後藤幸宏（学校教育課主幹）、市川英子（図書館主幹）

〔書記〕

嶋崎典佳（教育総務課課長補佐）、石井智史（教育総務課係長）、山田優子（教育総務課主事）

4. 欠席者

なし

5. 傍聴の可否及び有無

傍聴可、傍聴者3名

6. 会議録署名者

久保田力教育長、成田委員、森本委員の各委員

7. 議事の経過

（開会）

（会議録署名者の決定）

（会議録の承認）

（教育長報告）

（議事）

議案第58号 日進市教育支援センター条例施行規則の一部改正について

議案第59号 日進市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について

報告事項

事務局報告

【教育総務課】

教育委員会の後援等名義使用等について〔資料No.1〕

事業等報告について〔資料No.2〕

【学校教育課】

教育委員会に関する情報公開について〔資料No.3〕

日進市学校教育支援学生サポーターの委嘱について〔資料No.4〕

事業等報告について〔資料No.5〕

【学校給食センター】

事業等報告について〔資料 No. 6〕

【生涯学習課】

事業等報告について〔資料 No. 7〕

【図書館】

事業等報告について〔資料 No. 8〕

教育委員会行事予定（令和元年 11 月 7 日から 11 月 27 日まで）について
その他

8. 次回会議日程

定例会

日時：令和元年11月27日（水曜日）午後2時から

場所：市役所本庁舎4階 第3会議室

出席者：11月定例会と同じ

発言者及び発言内容

教育長

ただ今より令和元年 11 月定例教育委員会を開会します。会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。

本日の会議録署名者は、成田委員、森本委員、私です。会議録調整者は、教育総務課山田とします。

本日の会議には 3 名の傍聴の申し出がありますが、ご異議はございませんか。

（全員異議なし）それでは傍聴者をお通しください。

（傍聴者入室）傍聴者の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いいたします。

では、次第 2、10 月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、事前に指摘のありました箇所を修正のうえ、あらかじめ配付されました会議録案の内容について、賛成される方は挙手をお願いします。

（全員異議なし）それでは、会議録を承認とします。

次に、次第 3、私からの報告でございます。私から 6 点ご報告します。

10 月 7 日、梨の木小学校で、愛日地方教育事務協議会の学校訪問がありました。現職教育のテーマを「学ぶ意欲にあふれ、力を高め合おうとするなしっこの育成」として、児童による主体的な授業実践を展開されていました。特に、5 時間目の 3 年生の算数の特設授業では、この夏、各校に導入したタブレットを使い、一人ひとりの子ども達が、瞬時に他の児童の作図や式を共有する中で、思考力を高めていたのが印象的でした。

10月10日、弥富市におきまして尾張部都市教育長会議が開催され、出席しました。議題として、夏休みのプール開放、部活動大会の選手派遣費等について、情報交換をしました。

10月19日、日進西中学校吹奏楽部が、名古屋市国際会議場で開催された、「全日本吹奏楽コンクール」に出場しました。全国から30校の中学校が全国大会に出場し、結果は銀賞でありました。

10月20日、「第34回日進市民俗芸能発表会」が市民会館で開催されました。当日は、市内各所の神楽や太鼓の保存会、10団体が小さな小学生も交え、日頃の練習の成果を発表してくれました。古来より祭礼等で披露されてきた、日進市の伝統芸能の文化を、次世代に引き継ぐ大切さ。そして、人口も増え新たに日進市民になられた方々に、本市の魅力を再認識して頂くためにも、日進市民俗芸能連合会のさらなる裾野の広がり期待したいと思います。

10月24日、愛知地区教育委員会連絡協議会の教育長連絡会があり、来年度に向けた各市町の重点施策について、情報交換を行いました。

11月5日、日進市小中学校音楽発表会が市民会館で開催され、市内13校の小中学生が、美しい歌声を披露してくれました。1つの合唱曲に全員で心をこめて歌い上げるすばらしさ。当日に至るまでの努力を賞賛したいと思います。なお、本発表会は参加するクラスの練習時間の課題や、輸送の問題等を鑑み、本年度で幕を閉じることとしました。

私からの報告は以上です。各委員から報告があればお願いします。

委員

10月7日から8日にかけて、富山県富山市にて開催された令和元年度市町村教育委員会研究協議会へ参加しました。国は「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を策定しており、2018年から2022年までに、学習者用コンピュータ、指導者用コンピュータ、大型提示装置・実物投影機、超高速インターネット及び無線LAN、統合型校務支援システム、ICT支援員等の整備を進めるという話をうかがいました。

また、発表者のつくば市では昭和51年から教育のICT化に取り組んでおり、研究授業で用いられた内容をクラウド環境で共有し、それぞれの学校の教員が内容を確認することができるそうです。さらに、タブレット、電子黒板等の整備も進められており、進んだ高度な教育を受けられる地域として認知され、年々人口流入が進んでいるそうです。これにより、今後5年間の内に中学校2校、小学校3校を建設しないといけない状況にあり、予算的には厳しいということです。

富山県の氷見市でもICT教育を進めており、3人に1台の割合でタブレットを整備し、各学校への出前研修や、教育推進協力校を指定し、先生に対するICTの教育ができるよう進めています。最終的な目標はすべての教員がICT環境を活用した教育を行うことができるよう、若いうちに魅力的な授業を行うことができるよう教員の要望に対して多様な支援ができることを目標に、一人の百歩より、百人の一步を目指して進めていくことで取り組まれているとうかがいました。日進市でもSociety5.0の方針に基づき、今後教育について考えていく必要があると感じました。

10月23日には、愛日地方教育事務協議会に出席しました。今回の議題は、令和2年度教育事務協議会重点目標と事業内容・計画について、令和2年度儀式等日程についてでした。

尾張部の教頭先生、校長先生の退職者が合計165名いらっしゃるようで、10月12日には教頭任用候補者選考審査が開催されました。今後、必要な先生の人数が増えているため、先生になりたい人が増加するように努力をしていきたいという話がありました。

その他の事項として、来年度に負担金の減額ができないかという提案や、クーラーが整備されたことに伴い夏休み期間の見直し、教員の多忙化解消について引き続き検討を進めるという報告がありました。

儀式については、小学校4月6日、中学校4月7日が入学式であるとともに、オリンピックの聖火ランナーが4月6日に瀬戸市を通る予定があるそうです。

10月12日の教頭任用候補者選考審査時には、悪天候にも関わらず開催したことから、今後そういった事態での開催は見直す必要があるのではないかと意見がありました。

10月28日、北小学校青葉分校にて、学校訪問へ行きました。6年生の授業を拝見し、自分の思いだけでなく、学校や学級のために自分ができることを考えようというテーマで授業をされており、熱意の伝わる授業に感動しました。

委員

10月3日、第2回日進市都市計画審議会が開催されました。議題は、日進市都市マスタープランの改定と、日進市緑の基本計画の改定についてで、これまでの経緯と報告を受けました。会議は、事務局から説明された内容を踏まえて、それぞれの委員から活発な意見交換が行われ、約2時間の会議となりました。

また、市民の意見をうかがうために、中学校区別に分かれて10月末から来年1月にかけて4回、地域別ワークショップが開催されます。このワークショップにより、市民の意見が計画に反映される予定です。

次回、11月14日に開催される会議では、経過報告としてワークショップの状況について報告を受け、また2つの議題に対し、臨時委員を加えて議論を深める予定です。

教育長

他に報告はございませんか。（しばらく間がありません）ないので、次第3は以上です。

次に次第の4、議事に入ります。第58号「日進市教育支援センター条例施行規則の一部改正について」について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

教育支援センターの主任指導員及び専任指導員の身分が非常勤特別職から会計年度任用職員に変更されるということですが、名称が変わるだけなのでしょうか、待遇も変わるのでしょうか。

学校教育課長

これまで非常勤特別職は、服務等について規定で適用されるべきところが適用されておらず、守秘義務等が明確でなかったことから、法改正が行われ、服務等の規定が整理されたことに伴い規則を改正するものです。現時点では、教育支援センターの主任指導員、専任指導員についてであります。交通指導員についても会計年度任用職員に該当するため、事務処理を進めているところです。

教育部長

これまで、月給制、日給制だったものが、時間給の扱いになるほか、勤務形態等雇用条件が明確になります。

教育長

その他、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第 58 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第 58 号を承認とします。次に、議案第 59 号「日進市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について」について、生涯学習課より説明をお願いします。

生涯学習課長

（資料に基づき説明）

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）それでは、議案第 59 号に賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成）議案第 59 号を承認とします。

以上で、本日審議する議事はすべて終了しました。

では次に、次第 5、事務局報告です。各所属より説明をお願いします。

教育総務課長

教育委員会の後援等名義使用等について
事業等報告（教育総務課）について
（各項目について説明）

学校教育課指導主事

教育委員会に関する情報公開について
日進市学校教育支援学生サポーターの委嘱について
事業等報告（学校教育課）について

(各項目について説明)

学校給食センター所長

事業等報告（学校給食センター）について
(各項目について説明)

生涯学習課長

事業等報告（生涯学習課）について
(各項目について説明)

図書館長

事業等報告（図書館）について
(各項目について説明)

教育長

ただいまの説明についてご意見・ご質問はありませんか。

委員

日進市陸上競技記録会にて、12月7日に開催される愛知駅伝の選手が選出されたということですが、愛知駅伝のコースを実際に走って代表選手を選出するのでしょうか。

生涯学習課長

選手の選出については、400メートルトラックを世代別で競い、そのタイムによって選出していますので、現地のコースを走って選出するようなことはしていません。代表選手による試走会は今後開催される予定です。また、陸上競技協会にご協力いただき、代表選手の練習場所として運動公園のトラックを使用させていただけることになっております。

委員

先日の新聞にて、他の市で読書週間にも関わらず図書館を閉館していたという記事がありました。日進市で同様なことがあるのか、万が一閉館日が読書週間と重なった場合はどのようにするのでしょうか。

図書館長

毎月の図書整理日は毎月第一木曜日と決まっていますが、これは委託先やシステムの都合により基本的に変更は難しいため、固定と考えております。また、今回のようなシステム入替えに伴う、臨時休館については先の例と同様にやむをえない場合もございますが、極力読書週間と重なることのないよう努めてまいります。

教育長

他にご意見、ご質問はございませんか。（しばらく間があり）事務局からの報告は以上となります。

次に、次第6その他、教育委員会の行事予定については、お手元の資料をご覧ください。特にお伝えしたい行事がありましたら説明をお願いします。

図書館

11月9日から17日にかけて、図書館まつりを開催します。図書館に関わるボランティアの方々による行事等も開催される予定です。

教育長

教育委員会の行事予定は以上です。次に、次第7、その他として、全体を通して、ご意見、ご質問等があればお願いします。（しばらく間があり）以上で、本日予定しておりました内容はすべて終了しました。

これをもちまして、11月定例教育委員会を閉会します。次回の12月定例教育委員会は、令和元年11月27日（水曜日）午後2時から、市役所本庁舎4階 第3会議室で開催します。

議案第58号

日進市教育支援センター条例施行規則の一部改正について

日進市教育支援センター条例施行規則の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和元年11月6日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、日進市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な改正点

- (1) 主任指導員及び専任指導員の身分について、非常勤特別職から会計年度任用職員に改める。
- (2) 地方公務員法に規定される服務、免職等の規定を削る。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

4 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

日進市教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教委規則第 号

日進市教育支援センター条例施行規則(平成18年日進市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(主任指導員及び専任指導員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 主任指導員及び専任指導員の身分は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>とする。</p>	<p>(指導員の資格)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 主任指導員及び専任指導員は、<u>教育委員会</u>が任命する。</p>
<p>(指導員)</p> <p>第5条 教育委員会が必要と認める場合は、指導員として<u>会計年度任用職員</u>を置くことができる。</p>	<p>(指導員の身分)</p> <p>第5条 <u>主任指導員及び専任指導員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とする。</u></p> <p>(その他の職員)</p> <p>第6条 教育委員会が必要と認める場合は、指導員として<u>一般職の非常勤職員</u>を置くことができる。</p>
<p>(勤務時間等)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(報酬及び費用弁償等)</p> <p>第7条 <u>主任指導員及び専任指導員の報酬の額及び支給方法は、日進市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償に関する<u>条例(昭和41年日進町条例第2号)の定めるところによる。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第8条 <u>主任指導員及び専任指導員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。</u></p> <p>(勤務時間等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>休憩時間及び休息时间については、日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年日進市条例第1号)の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、主任指導員及</u></p>

び専任指導員の勤務時間及び休暇等については、日進市特別職の非常勤職員の勤務時間等に関する規則(平成15年日進市規則第36号)の定めるところによる。

(服務)

第10条 主任指導員、専任指導員及び指導員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 主任指導員、専任指導員及び指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 主任指導員、専任指導員及び指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(免職)

第11条 主任指導員、専任指導員及び指導員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を免ずる。

(1) 自己の都合により解任を申し出た場合

(2) 職務の遂行に支障がある場合又はこれに耐えられない場合

(3) 指導員としてふさわしくない行為があった場合

(4) 教育委員会において設置の必要がなくなった場合

(会議室利用の手続)

第12条 略

(委任)

第13条 略

第9号様式(第12条関係)

略

第10号様式(第12条関係)

略

(会議室利用の手続)

第7条 略

(委任)

第8条 略

第9号様式(第7条関係)

略

第10号様式(第7条関係)

略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の日進市教育支援センター条例施行規則第5条に規定する主任指導員又は専任指導員であった者に係る同規則第10条第3項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

日進市教育支援センター条例施行規則

令和 年 月 日
教委規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市教育支援センター条例(平成18年日進市条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入室等の手続)

第2条 日進市教育支援センター(以下「教育支援センター」という)への入室を希望する児童生徒の保護者は、教育支援センター入室願(第1号様式)を在籍校の校長に提出する。

2 前項の規定による届出を受けた校長は、教育支援センター入室申請書(第2号様式)に必要な書類を添付して日進市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出する。

3 教育委員会は、前項の規定により入室の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、教育支援センター入室許可書(第3号様式及び第4号様式)により校長及び保護者に通知する。

4 第1項の規定により入室願を提出した者が前項の許可を受ける前に入室を辞退する場合は、保護者は教育支援センター入室辞退願(第5号様式)を校長に提出する。

5 教育支援センターへの入室を翌年度継続して希望する場合は、在籍校の校長は教育支援センター継続入室申請書(第6号様式)を教育委員会に提出する。

6 教育委員会は、継続入室を許可した場合は、教育支援センター継続入室許可書(第7号様式及び第8号様式)により校長及び保護者に通知する。

(通室)

第3条 通室方法及び往復途上の安全確保については、保護者の責任において行う。

(指導員の資格主任指導員及び専任指導員)

第4条 主任指導員は、校長経験者又は教育委員会が同等の資格を有すると認める者とする。

2 専任指導員は、大学において心理学を修めた者又は教育委員会が同等の知識を有すると認める者とする。

3 主任指導員及び専任指導員は、教育委員会が任命するの身分は、地方公務員法(昭

和25年法律第261号)第22条の2第1項1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)とする。

(指導員の身分)

第5条 主任指導員及び専任指導員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とする。

(その他の職員指導員)

第65条 教育委員会が必要と認める場合は、指導員として一般職の非常勤職員会計年度任用職員を置くことができる。

(報酬及び費用弁償等)

第7条 主任指導員及び専任指導員の報酬の額及び支給方法は、日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)の定めるところによる。

(任期)

第8条 主任指導員及び専任指導員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(勤務時間等)

第96条 主任指導員及び専任指導員の勤務時間は、午前9時から午後5時までとする。また、勤務日は1週間につき5日とし、月曜日から金曜日までとする。

2 休憩時間及び休息時間については、日進市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年日進市条例第1号)の規定を準用する。

3 前2項に定めるもののほか、主任指導員及び専任指導員の勤務時間及び休暇等については、日進市特別職の非常勤職員の勤務時間等に関する規則(平成15年日進市規則第36号)の定めるところによる。

(服務)

第10条 主任指導員、専任指導員及び指導員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 主任指導員、専任指導員及び指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 主任指導員、専任指導員及び指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(免職)

~~第11条 主任指導員、専任指導員及び指導員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を免ずる。~~

- ~~(1) 自己の都合により解任を申し出た場合~~
- ~~(2) 職務の遂行に支障がある場合又はこれに耐えられない場合~~
- ~~(3) 指導員としてふさわしくない行為があった場合~~
- ~~(4) 教育委員会において設置の必要がなくなった場合~~

(会議室利用の手続)

第127条 条例第8条第1項の規定により会議室の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、教育支援センター会議室利用申請書(第9号様式)に所定の事項を記入し、教育委員会へ提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受理したときは、これを審査し、相当と認めるときは、申請者に教育支援センター会議室利用許可書(第10号様式)を交付するものとする。

(委任)

第138条 この規則に定めるもののほか、教育支援センターに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の日進市教育支援センター条例施行規則第5条に規定する主任指導員又は専任指導員であった者に係る同規則第10条第3項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

議案第59号

日進市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について

日進市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和元年11月6日提出

日進市教育委員会教育長 久保田 力

1 提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、日進市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な改正点

- (1) 欠格事項について、成年被後見人及び被保佐人の規定を削る。
- (2) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴う必要な規定の整理を行う。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

4 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

日進市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日
教委規則第 号

(日進市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正)

第1条 日進市社会教育指導員設置等に関する規則(平成7年日進市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格事項)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、指導員となることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、指導員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人及び被保佐人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

第2条 日進市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 指導員は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。</u></p> <p>(選考)</p> <p>第3条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから<u>選考する。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 指導員は、<u>非常勤とする。</u></p> <p>(欠格事項)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>指導員となることができない。</u></p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(2) <u>本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(任命)</p> <p>第4条 指導員は、次の各号いずれかに該当する者のうちから<u>委員会が任命する。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(服務)</p> <p>第5条 <u>指導員は、上司の指揮監督を受け、そ</u></p>

<p>(免職)</p> <p>第4条 指導員が、次の各号の<u>いずれかに該当</u>する場合は、その職を免ずる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 略</p>	<p><u>の職務上の命令に従わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。</u></p> <p>3 <u>指導員は、委員会の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>(免職)</p> <p>第6条 指導員が、次の各号<u>いずれかに該当</u>する場合は、その職を免ずる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(任期)</p> <p>第7条 <u>指導員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。</u></p> <p>(報酬の額及び報酬等の支給方法)</p> <p>第8条 <u>指導員の報酬の額及び報酬等の支給方法は、日進市特別職の職員で非常勤のもの</u><u>の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)の定めるところによる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は令和元年12月14日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行前に改正前の日進市社会教育指導員設置等に関する規則第1条に規定する社会教育指導員であつた者に係る同規則第5条第3項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

日進市社会教育指導員設置等に関する規則

令和 年 月 日
教委規則第 号

(設置)

第1条 市民の学習意欲を啓発し、有効な社会教育活動を推進するため、日進市教育委員会(以下「委員会」という。)に社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、非常勤地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項1号に掲げる職員とする。

(職務)

第2条 指導員は、次に定める事務に従事する。

- (1) 社会教育活動に必要な直接指導、学習相談及び社会教育関係団体の育成等の事務
- (2) 文化財保護活動に必要な資料の収集、整理及び活用の事務

~~(欠格事項)~~

~~第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、指導員となることができない。~~

- ~~(1) 成年被後見人及び被保佐人~~
- ~~(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者~~
- ~~(3) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者~~

~~(任命選考)~~

第43条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから委員会が任命する選考する。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の4に規定する社会教育主事の講習を受講する資格を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会教育に関する学識経験を有する者

~~(服務)~~

~~第5条 指導員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。~~

~~2 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。~~

~~3 指導員は、委員会の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。~~

(免職)

第64条 指導員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を免ずる。

- (1) 自己の都合により解任を申し出た場合
- (2) 指導員としてふさわしくない行為があつた場合
- (3) その他委員会において設置の必要がなくなった場合

~~(任期)~~

~~第7条 指導員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。~~

~~(報酬の額及び報酬等の支給方法)~~

~~第8条 指導員の報酬の額及び報酬等の支給方法は、日進市特別職の職員で非常勤のもの~~
~~の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日進町条例第2号)の定めるところ~~
~~による。~~

(委任)

第95条 この規則の施行に関し必要な事項は、日進市教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は令和元年12月14日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行前に改正前の日進市社会教育指導員設置等に関する規則第1条に規定する社会教育指導員であつた者に係る同規則第5条第3項に規定する職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。



日進市教育委員会 後援等名義使用申請書

梶 発 第 5 5 - 6 号
令和元年 9 月 1 8 日

日進市教育委員会 様

(申請者) 団体名 学校法人 梶山女学園
代表者氏名 理事長 森 棟 公 夫
所在地
又は住所 名古屋市千種区星が丘元町17番3号
電話番号 (052) - 781 - 4346

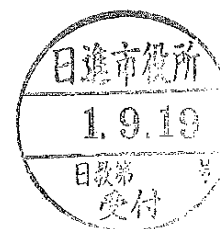


下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

①名義の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 後援 <input type="checkbox"/> 賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
②事業名	第41回梶山フォーラム(大学開学70周年記念)
③実施期間及び日時	令和元年11月30日(土) / 13時30分~15時50分
④会場	梶山女学園大学 星が丘キャンパス 文化情報学部 メディア棟 001大講義室
⑤事業の目的	今回の梶山フォーラムは、「第32回オリンピック競技大会(2020/東京)」に先立ち、「人間にとってスポーツとはなにか:オリンピックイヤーを前に考える」をテーマに開催する。オリンピック開催による日本経済への刺激や国威発揚への期待などが喧伝される。もちろん、スポーツはわれわれを感動させる素晴らしい文化である。しかし、競技技術の超高度化、判定のデジタル化・精緻化など現代的な変化が見られる。このような問題状況のなかで、トップアスリートたちは、期待に応えようと自らの「生身の身体」によって競技することが迫られる。結果としてその身体には過重な負荷がかかり、心身のバランスを損なうことも少なくない。オリンピックブームの一方、一般の人々に対しては、健康維持のために定期的に運動をすることが推奨されており、スポーツが、一部のトップアスリートだけのものではないことがわかる。では、いったい人間にとってスポーツとはなんだろうか、オリンピックイヤーを前に再考を試みたい。
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。
⑦参加料	<input checked="" type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料(円)

第1号様式（第4条関係）

⑧周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> チラシ ※チラシ案を添付してください	<input type="checkbox"/> その他
	※周知先等を具体的にご記入ください。 一般市民の方	
⑨他の後援等の 使用許可状況	<input checked="" type="checkbox"/> あり又は申請中	<input type="checkbox"/> なし
	※申請先をご記入ください。 愛知県（申請中）、名古屋市（申請中）、日進市（申請中）、愛知県教育委員会（申請中）、名古屋市教育委員会（申請中）	
⑩主催者について	発足年月日 平成15年 4月 1日 会員数 運営委員会9名、プロジェクト研究員31名 計40名（内重複1名除く） ※会の規約、役員名簿を添付してください。	
⑪申請内容の 問い合わせ先	氏名 企画広報部 企画課 課長 藤田 修 電話（052）781-4346	



日進市教育委員会 後援等名義使用申請書

令和元年9月27日

日進市教育委員会 様

(申請者) 団体名 NPO 法人親育ネットワーク
 代表者氏名 黒田 忠晃 印
 所在地 〒470-0122
 又は住所 愛知県日進市蟹甲町中島 277-1(にぎわい交流館内)
 電話番号 0561-76-3475

下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

①名義の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
②事業名	ハタモク～働くことの目的を持つ～×親育ネットワーク	
③実施期間 及び日時	年 月 日 () / 時 分 ~ 時 分 令和元年12月15日(日) / 10時00分 ~ 12時30分	
④会場	日進市生涯学習プラザ 学習室1・2	
⑤事業の目的	将来の進路について考えている方、自分自身の軸を見つめ直したい方、視野を広げたい方など、他業種・他世代の方との交流を通じて、「働くこと」の目的は何だろうか?」を一緒に考える場つくるため、全国で場づくりをされている「ハタモク」様と協働で実施する。	
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。	
⑦参加料	<input checked="" type="checkbox"/> 無料	<input type="checkbox"/> 有料 (円)
⑧周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> チラシ ※チラシ案を添付してください	<input checked="" type="checkbox"/> その他
	※周知先等を具体的にご記入ください。 HP、SNS	
⑨他の後援等の 使用許可状況	<input checked="" type="checkbox"/> あり又は申請中	<input type="checkbox"/> なし
	愛知県教育委員会	
⑩主催者について	発足年月日 平成27年2月19日	
	会員数 18人 ※会の規約、役員名簿を添付してください。	
⑪申請内容の 問い合わせ先	氏名 黒田忠晃 電話 080-1625-9007	

裏面あり



日進市教育委員会 後援等名義使用申請書

令和元年 10月 1日

日進市教育委員会 様

(申請者) 団体名 日進児童合唱団
 代表者氏名 浅井 淳子
 所在地
 又は住所 日進市浅田町森下 15
 電話番号 090-8543-9445



下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

①名義の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
②事業名	日進児童合唱団創立 30 周年記念演奏会 (第 13 回定期演奏会)	
③実施期間 及び日時	令和元年 4月 11日 (土) / 15時~18時 2年 12日 (日) / 13時~16時	
④会場	日進市民会館大ホール	
⑤事業の目的	演奏会を通じて日進市の芸術文化振興を図る	
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。	
⑦参加料	<input checked="" type="checkbox"/> 無料	<input type="checkbox"/> 有料 (円)
⑧周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> チラシ ※チラシ案を添付してください	<input checked="" type="checkbox"/> その他
	※周知先等を具体的にご記入ください。 公式サイト、Facebook、Twitter、ブログ、ポスター	
⑨他の後援等の 使用許可状況	<input checked="" type="checkbox"/> あり又は申請中	<input type="checkbox"/> なし
	※申請先をご記入ください。 日進市、愛知県少年少女合唱連盟、名古屋市文化振興事業団、東郷町、中日新聞社	
⑩主催者について	発足年月日 平成 2年 4月 1日 会員数 98人 ※会の規約、役員名簿を添付してください。	
⑪申請内容の 問い合わせ先	氏名 浅野 仁美 (指揮者) 電話 0561-72-3363 許可書送付先住所：日進市藤島町大根 37-11	



日進市教育委員会 後援等名義使用申請書兼誓約書

令和元年10月1日

日進市教育委員会 様

(申請者)

団体名 中日新聞社販売局地域事業部

代表者氏名 部長 亀井 勝則

所在地 名古屋市中区三の丸1-6-1

又は住所

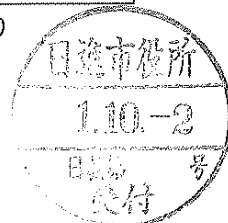
電話番号 052-221-0671



下記の事業を実施するにあたり、日進市教育委員会後援等名義の使用を承認されますよう、関係書類を添えて申請します。

①名義の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 後援	<input type="checkbox"/> 賞の交付 ※賞の一覧、賞状の文案を添付してください。
②事業名	第64回新入学を祝うよい子のつどい	
③実施期間 及び日時	令和2年3月14日（土）／10時 00分 ～ 11時 35分	
④会場	日進市民会館	
⑤事業の目的	来春小学一年生になる児童と保護者を招待し、わらべうた遊び、映像鑑賞などを通じて、児童文化・児童福祉の向上に努める。	
⑥事業の概要	※別添に事業計画書、収支計算書を添付してください。	
⑦参加料	<input checked="" type="checkbox"/> 無料	<input type="checkbox"/> 有料（ 円）
⑧周知方法	<input type="checkbox"/> チラシ ※チラシ案を添付してください	<input type="checkbox"/> その他
	※周知先等を具体的にご記入ください。 新聞紙上で告知	
⑨他の後援等の 使用許可状況	<input checked="" type="checkbox"/> あり又は申請中	<input type="checkbox"/> なし
	※申請先をご記入ください。愛知県、愛知県教育委員会、公益社団法人愛知県私立幼稚園連盟、愛知県私立保育園連盟、開催市、同市教育委員会	
⑩主催者について	発足年月日	1942年 9月 1日
	会員数	人
※会の規約、役員名簿を添付してください。		
⑪申請内容の 問い合わせ先	氏名 奥田 勝敏	電話 052-221-0671

裏面あり



[資料 No.2]

11月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 教育総務課

10月18日(金) 事業名 第2回日進市立小中学校適正規模等検討委員会
<p>成果等</p> <p>「日進市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の見直しについて協議した。11月中旬に委員会より提言を受けた後、パブリックコメントを実施する予定。</p>
月 日() 事業名
<p>成果等</p>
月 日() 事業名
<p>成果等</p>
月 日() 事業名
<p>成果等</p>
月 日() 事業名
<p>成果等</p>

教育委員会事務局報告

教育委員会に関する情報公開の請求がありましたのでご報告します。

申請日	令和元年9月13日
公開日	令和元年9月27日
申請者区分 (個人・団体)	個人
担当課	学校教育課
請求内容	<p>平成30年11月29日に日進西中学校で実施された「LGBTに関する講演会」について</p> <p>①指導書、計画書 ②当日の配布資料 ③当日の映写資料を印刷したもの（②と内容が同じ場合は不要） ④記録、報告書</p>
開示文書	<p>【公開決定】</p> <p>①・実施計画書（日進市人権・男女共同参画教育研究事業 平成30年度） ・人権集会について</p> <p>②, ③ 文書不存在</p> <p>④ 実施報告書（日進市人権・男女共同参画教育研究事業 平成30年度）</p>

日進市学校教育支援学生サポーターの委嘱について

- 1 委嘱者数 新規委嘱者5名 総委嘱者数27名（10月17日現在）
2 委嘱期間 下記のとおり

氏名	大学名 ・ 学年	配置校	備考
しんかい ゆうへい 新海 祐平	愛知学院大学心身科学部 3年	日進北中学校	令和元年10月1日 から 令和2年3月31日 まで (新規)
とやま ひとみ 外山 瞳	愛知学院大学心身科学部 3年	相野山小学校	令和元年10月1日 から 令和2年3月31日 まで (新規)
たき じゅんき 滝 寿輝	愛知淑徳大学文学部 3年	香久山小学校	令和元年10月1日 から 令和2年3月31日 まで (新規)
こばやし りな 小林 莉菜	愛知学院大学心身科学部 3年	教育支援センター	令和元年11月1日 から 令和2年3月31日 まで (新規)
こもり ゆり 小森 祐里	愛知淑徳大学健康医療科学部 2年	北小学校	令和元年11月1日 から 令和2年3月31日 まで (新規)

配置校内訳	
西小学校	3
東小学校	2
北小学校	3
北小学校青葉分校	
南小学校	3
相野山小学校	2
香久山小学校	5
梨の木小学校	1
赤池小学校	
竹の山小学校	3
日進中学校	1
日進中学校青葉分校	
日進西中学校	
日進東中学校	
日進北中学校	2
教育支援センター	2
合計	27

所属大学内訳	
愛知大学	1
愛知学院大学	8
愛知教育大学	1
愛知淑徳大学	8
椋山女学園大学	2
名古屋学芸大学	2
名古屋外国語大学	1
中京大学	1
名古屋女子大学	2
愛知県立大学	1
合計	27

11月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 学校教育課

10月4日 (金) 事業名 就学時健康診断
<p>成果等</p> <p>以下の日程で実施した。各校とも万全の準備を進めていただき、スムーズに行うことができた。子どもたちの健康状態を把握する機会としてだけでなく、子どもたちや保護者の不安を少しでも取り除くことのできる機会として、意義あるものとなった。</p> <p>実施済</p> <p>10月 4日(水)相野山小、9日(水)竹の山小、11日(金)南小、21日(月)西小、赤池小、30日(水)東小、31日(木)梨の木小</p> <p>11月 1日(金)北小</p> <p>今 後 11月11日(月)香久山小</p>
10月9日 (水) 事業名 小学校修学旅行
<p>成果等</p> <p>10月9日(水)(~10日) 西・東・北・赤池・竹の山 10月10日(木)(~11日) 南・相野山・香久山・梨の木(いずれも京都・奈良方面)</p> <p>以上の通り、無事に出かけることができた。小雨が降るときはあったものの天候の大きな崩れはなく、子どもたちにとって思い出の修学旅行になった。</p>
10月26日 (土) 事業名 日進市小学校球技大会(サッカー・バスケットボール) 11月2日 (土)
<p>成果等</p> <p>サッカーは日進市総合運動公園、香久山小学校をそれぞれ会場に予選リーグを実施した。最後の公式大会であり、熱気あふれるプレーに、観客から大きな声援が送られていた。</p> <p>決勝リーグは、10月26日(土)に日進市総合運動公園で開催された。</p> <p>バスケットボールは、日進市スポーツセンターで開催した。19日に予選リーグ、26日に決勝リーグを実施。6年生にとって最後の公式大会であり、はつらつとした全力プレーに、児童・保護者からも大きな声援が送られていた。</p>
10月7日 (月) 事業名 愛日事務協学校訪問(梨の木小) 10月28日 (月) 愛日事務協学校訪問(北小青葉分校)
<p>成果等</p> <p>上記の日程で愛日事務協学校訪問が実施された。</p> <p>各学校ともに、今日的課題を踏まえて設定した研究テーマのもと、日ごろの研究成果を各学級の公開授業及び特設授業を参観することができた。落ち着いた雰囲気での学習に取り組み、学校生活を送る児童の様子を感じることができた。特設授業については、梨の木小は道徳・算数、北小青葉分校は特別活動(学級活動)を設定し、両校とも活発な意見交換により、考えを深めることができていた。</p>
11月5日 (火) 事業名 日進市小中学校音楽発表会
<p>成果等</p> <p>日進市内各小中学校の代表が参加し、合唱の披露をした。各学校とも厳しい選考をへており、参加した子どもたちの合唱は素晴らしく、心が1つになった感動的なものばかりであった。中学生の合唱の迫りに小学生は感動していた。また、各パートの音量もすばらしく、美しいハーモニーをホールいっぱいに響かせていた。</p>

[資料 No.6]

11月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 学校給食センター

10月 4日(金) 事業名 小学生の給食センター施設見学
<p>成果等</p> <p>市内小学生(北小)の2年生が給食センターを訪問し、ビデオにより調理から洗浄までの様子を紹介し、施設2階見学窓より野菜の下処理や調理風景の見学や職員への質問により、給食に関して広く知ってもらい理解を深めてもらいました。</p>
10月 8日(火) 事業名 愛知県学校給食の衛生管理等調査
<p>成果等</p> <p>愛知県検査員による学校給食施設の学校給食衛生管理基準への適合状況を確認する、衛生管理等調査がありました。</p>
月 日() 事業名
<p>成果等</p>
月 日() 事業名
<p>成果等</p>
月 日() 事業名
<p>成果等</p>

11月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 生涯学習課

10月3日(木) 事業名 まちなかぎゃらりー展示開始 10月27日(日)まで 成果等
旧市川家住宅において市民の作品展示が行われました。市民の皆様から寄せられた絵画、写真、工芸品など様々な作品を展示しました。
10月13日(日) 事業名 日進市陸上競技記録会 成果等
小学生から一般までを対象とした陸上競技記録会を名古屋商科大学グラウンドで開催しました。記録会は、第14回愛知駅伝の日進市代表選手選考を兼ねて行われ、18名の候補選手が選ばれました。愛知駅伝は、12月7日(土)に愛・地球博記念公園で開催されます。
10月14日(月・祝) 事業名 にっしんスポーツクラブ 2019遊びからはじめようスポーツ体験 成果等
にっしんスポーツクラブの主催により、総合運動公園にて遊びの体験会が行われました。スポーツあそび、ヨーヨーつり、スーパーボールすくい、ザリガニつり等の様々な種目に多数の参加があり、会員や一般参加者に向けてスポーツクラブの活動を周知することができました。
10月20日(日) 事業名 第34回日進市民俗芸能発表会 成果等
市内9団体の出演による郷土芸能の発表会が市民会館小ホールで行われ、各保存会による「お神楽」や、「お囃子・太鼓」などが披露されました。会場は、多くの方々に賑わい、伝統文化に触れた一日を過ごしていました。
月 日() 事業名 成果等

11月定例教育委員会 事務局報告用資料

担当課 図書館

<p>10月9日(水)、10日(木)、11日(金)、16日(水)、17日(木) 事業名 小学校図書館見学 成果等</p> <p>9日・10日 南小学校2年生176名、11日 西小学校2年生146名、16日・17日 赤池小学校2年生136名が、生活科授業の一環として図書館の施設見学や図書貸出体験をしました。</p>
<p>10月19日(土) 事業名 図書館の裏側覗いてみようツアー 成果等</p> <p>図書館 午後5時～6時 市内在住、在学の小学生17名が参加し、小学校の図書館見学でも、まず見る事が出来ない図書館の裏側を見学しました。より図書館を知っていただく機会とすることが出来ました。</p>
<p>11月3日(土) 事業名 映画会 成果等</p> <p>図書館視聴覚ホール 午前10時から 児童向け映画会「劇場版ムーミン パペットアニメーション ムーミン谷の夏まつり」を上映しました。 午後2時から 大人向け映画会「そして父になる」を上映しました。</p>
<p>11月5日(火)～8日(金) 事業名 図書館システム入替作業 成果等</p> <p>現在使用している図書館システムを更新するための作業を行います。 作業期間中は、臨時休館とします。</p>

教育委員会行事予定表

令和元年11月7(木)から11月27日(水)まで

11月7日	木		
11月8日	金		
11月9日	土	図書館まつり ~11/17(日)まで	図書館
11月10日	日		
11月11日	月	就学児健診(香久山小) 13:30~	学校教育課
11月12日	火		
11月13日	水	青少年健全育成講演会 市民会館 10:00~	生涯学習課
11月14日	木	愛日事務協学校訪問<日東中> 10:00~	学校教育課
11月15日	金		
11月16日	土	文化祭 市民会館 9:40~ レクリエーションスポーツまつり スポーツセンター 9:00~	生涯学習課 生涯学習課
11月17日	日	文化祭 市民会館 10:00~	生涯学習課
11月18日	月	菊花大会(11/2~17開催)表彰式 岩崎城歴史記念館 9:30~	生涯学習課
11月19日	火		
11月20日	水	市教委学校訪問<赤池小> 13:30~ 学校給食センター見学会 10:30~	教育総務課 学校給食センター

教育委員会行事予定表

令和元年11月7(木)から11月27日(水)まで

11月21日	木		
11月22日	金		
11月23日	土		
11月24日	日		
11月25日	月		
11月26日	火		
11月27日	水	12月定例教育委員会 第3会議室 14:00～	教育総務課